

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業
- 2 履 行 期 間 令和5年 月 日から令和6年3月22日まで
- 3 業 務 委 託 料 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託業務料に110分の10を乗じて得た額である。

- 4 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10とする。
(ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発 注 者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

受 注 者 住 所

氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び、仕様書に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 委託費の経費区分は、別表のとおりとする。

(業務実施計画書の提出)

- 第2条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、印刷・製本等の容易かつ簡易な業務について、その業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(履行報告)

第6条 乙は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に業務について調査し、報告を求めることができる。

(仕様書等の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 乙は、各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第1による申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減であって、予め甲に報告したものを除く。

(2) 委託事業の内容を変更しようとするとき。

2 甲は、前項の承認をする場合において、必要に応じ契約書の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(乙の請求による履行期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第10条 成果物の引渡し前に、生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、延長日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）の規定に基づき定められた割合で計算する。

(委託業務実績報告書等の提出)

第13条 乙は、甲から事業の実施状況の報告を求められたときは、依頼を受けた日から10日以内に甲に提出するものとする。また、委託業務が完了したときは、様式第2及び仕様書に基づく実績報告書を業務完了後すみやかに甲に提出するものとする。

(委託の額の確定及び検査)

第14条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の委託業務実績報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査として、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の委託費の額の確定をした場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各

項の規定を準用する。

(成果物の引渡し)

第15条 甲は、前条の検査によって業務の完了を確認した後、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第16条 乙は、第14条の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(概算払)

第17条 乙は、前条の規定にかかわらず、業務委託料の概算払を甲に請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、業務委託料の10分の8に相当する額を上限として概算払をすることができるものとし、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の8から受領済みの概算払額を差し引いた額に相当する額の範囲内で概算払額の支払を請求することができる。

4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合においては、受領済みの概算払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法に基づき定められた割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(第三者による代理受領)

第18条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第16条、第17条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合)

第19条 甲は、成果物に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第15条の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合

が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第21条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並

びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(乙の解除権)

第25条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第26条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法に基づき定められた割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法に基づき定められた割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第27条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第28条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第29条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、疫病及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(補 則)

第31条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別 表

経 費 区 分	金 額	備 考
令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業		
事業費		
（1）人件費	円	
（2）その他経費	円	
小 計	円	
一般管理費	円	((1) + (2) - 再委託費) ×10%以内
消 費 税	円	
合 計	円	

事業費の経費区分毎に、20%以内の経費の変更をする場合は委託者にあらかじめ報告するものとし、20%超えて経費の変更をする場合は委託者の承認を受けるものとする。

様式第1（第8条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業に係る計画変更等承認申請書

令和 年 月 日付で締結した令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業に係る業務委託契約書第8条の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が委託事業に及ぼす影響
4. 変更後の委託事業に要する経費（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

様式第2（第13条関係）

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名 称
代 表 者 名

令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業に係る委託業務実績報告書

令和5年度サンゴ礁保全再生活動促進事業に係る委託業務を終了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 委託業務の実績内容
 - (1) 委託事業の内容
 - (2) 委託事業の成果
2. 事業終了月日

委託業務収支報告書

(単位：円)

支出科目	計画額	支出科目	実績額	細 節	
				項 目	金 額

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他にもらしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を他に漏らしてはならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱を委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(注) 1 「甲」は実施機関、「乙」は受託者をいう。

2 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。